

■合併市町村振興基金について（抜粋）

1. 「合併市町村振興基金」（以下「基金」）とは

合併市町村（新市）が、地域住民の連帯の強化または合併関係市町村（1市4町）の区域における地域振興等のために設ける基金のことで、その積立経費は合併年度及びこれに続く10年度に限り「合併特例債」をその財源とすることができます。

2. 基金積立ての規模

1市4町での新市の場合は、標準基金規模が37億円ですが、必要がある場合には、40億円まで積立ができます。

3. 基金の種類等

積立てた基金は、その運用益、つまり積立金の利子を合併後の事業の財源として活用する「果実運用型」の基金です。

4. 対象となる事業等

- 新市の一体感を図るもの
 - ・ イベント等の開催
 - ・ 新しい文化の創造に関する事業の実施 など
- 旧市町単位の地域振興を図るもの
 - ・ 伝統文化の伝承等に関する事業
 - ・ 地域行事、自治会活動助成、商店街活性化対策 など



を確立するための計画とすること。第4に地域住民の福祉の向上や地域の活性化を図り、地域全体のレベルアップを実現する計画とすること、などの新市建設計画の骨格が事務局より提案され、協議の結果、承認されました。

質疑としては、委員から「対象地域に、久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三瀧町の行政区域とあるが、合併の方式に関わらず、新市全体を対象地域として新市建設計画を作成することによってよいのか」との質問があり、「合併の方式に関わらず、新市全体を対象地域として新市建設計画を作成します※参考」と事務局より回答がありました。

また、「佐賀県東部を含む県南地域のリーダーとして」というような表現がいくつか出てくるが、現在の段階では他県を含んだ計画より、まず、1市4町が県南地域の中でどう新しいまちづくり、中核都市づくりをするかという方向で計画を作成していただきたい。「合併して財源をどう確保していくのか、財源確保策を織り込んで欲しい」、「地域ごとのきめ細かい利便性のある行政体制をつくっていただきたい」、「この計画が机上の空論にならないように、今までのような生活を維持できるように願っています」などの要望が出されました。

※参考 合併特例法では、新設合併の

■新市としての一体的な都市づくりについて（抜粋）

1. 基本的考え

次の基本的な考えの下に新市建設計画を策定します。

- (1) 歴史性・地域性の尊重…地域の都市づくりの歴史と、その成果としての地域特性・個性を継承し、大切にしたい都市づくり
- (2) 将来に向けての多様性の確保…多様な都市魅力の源になる、地域特性・個性を確立する都市づくり
- (3) 合併を活かす都市づくり…地域特性・個性を尊重しながらも、合併による相乗効果、重積効果、中核市効果などを活かす一体的な都市づくり

2. 具体的取り組み

新市建設のマスタープランである新市建設計画に次のとおり整理して記述します。

- (1) 新市建設の基本理念として…都市像設定にあたって大切にしたい視点を基本理念とし、「地域特性を尊重した都市づくり」及び「合併効果を活かした都市づくり」を掲げる
- (2) 新市の目ざす都市像…これまで取り組んできた都市づくりのストックを活かすことや、1市4町の総合計画に掲げる都市像の基本的考え方を受け継ぐこと、合併後の一体的な新市としての都市づくりを図ることを目的に都市像を設定する
- (3) 地区整備の基本方針…旧自治体を対象とした地区像や、地区像実現のための取り組みについて、住民自治の充実を図る新たな地方自治制度を視野に入れながら、整備する

3. 今後の対応（新市建設計画の作成）

上記の基本的考えや具体的な取り組みに関する考え方を整理した素案を、久留米広域合併協議会に提案しながら、委員の広範な意見等を踏まえて、更に修正加筆等を行いまとめることとなります。また、当該新市建設計画の実現にあたっては、各市町の議会議決や、今後検討される地域審議会等により担保されることとなります。

場合は、「新市全域にかかる建設計画を作成する必要がある」が、編入合併の場合は、「少なくとも編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある」とされています。

●協議・合併の方式について
前回協議会で委員から資料提出が求められていた「合併市町村振興基金について」、「合併の方式による事務量及び経費の比較について（見込み）」、「新市としての一体的な都市づくりについて」の資料説明が事務局よりありました。また、委員から「住民の立場に立

った新設合併、編入合併の違いについて」の資料の提出及び説明がありました。

合併の方式については、次回協議会で協議されます。

●協議・合併の期日について
事務局より、①住民生活への影響②合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係③首長・議員の任期④合併時の事務処理・引継ぎの利便性などのポイントを整理すると、合併特例法期限内の平成17年1月29日または2月5日のいずれかが合併の期日とし